

# 滋賀県立大津高等学校部活動ガイドライン

## 1 部活動の基本方針

- ・本校の教育理念である「SMILE」の考え方にに基づき、部活動を通じて好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。
- ・部活動は学校教育の一環であることから、教育課程との関連を図りながら、より合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととする。

## 2 活動時間・休養日

以下の内容を原則とするが、必要に応じて校長の許可を得た活動は、この限りではない。

### ①活動時間

平日・・・概ね3時間以内とする。なお、朝練習については、危機管理上通常の活動時間ではできない内容および大会前の練習等に限り、事前に活動計画を届け出た場合は、活動することができる。

休日・・・概ね4時間以内とする。なお、練習試合や大会前の練習等に限り、事前に活動計画を届け出た場合は、4時間を超えて活動することができる。

### ②休養日

週1日以上を休養日とする。週休日については、4週当たり2日以上を休養日とする。

## 3 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等の見直し

高野連、高体連、高文連が主催する公式な大会・試合・コンクール等以外への参加については、生徒や顧問の負担を考慮して優先順位を考えて精選し、事前に活動計画を届け出て校長の許可を得ることとする。

## 4 体罰の禁止

体罰は決して許されないものであるとの認識をもち、人格を傷つけるような行き過ぎた指導も含めて決して行わないようにする。保護者に部活動の方針を説明する際には、体罰の禁止も必ず含めることとする。

## 5 熱中症等の防止

熱中症を防止するために、国や県の通知・ガイドライン等に沿って気候条件を考慮して活動を縮小・停止するなど、最大限の注意を払う。落雷等の事故の防止についても同様である。

## 6 部費等

保護者から徴収する部費については、県の「学校徴収金の取扱に関するガイドライン」に沿って、管理職の承認を得て、年1回は保護者に対し監査を伴う会計報告を行う等適切に処理をすること。